

(2) 共通・選択必要書類

別紙2

・ 公的機関が発行する書類については、申請日以前から3か月以内のものを有効とする。

	物品・役務等			測量・建設コンサルタント等			建設工事			差異の発生理由	対応方針	備考				
	必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択							
法人のみ（申請者が組合の場合は組合に係るもの）	1	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		1	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		1	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○					
									2	納税証明書その1(法人税、地方税及び地方消費税)	○		(b-1)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(差異を許容)	物品・役務及び測量・建設コンサル等においては、自治体から追加を求める意見がないため、差異を許容するか。	【設定状況】 物品役務:- 建設コンサル:- 建設工事:23.8%	
	2	納税証明書その2(国税) ※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出。		○	2	納税証明書その2(国税) ※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出。		○	3	納税証明書その2(国税) ※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出。		○				
	3	納税証明書その3の3(国税) ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○	3	納税証明書その3の3(国税) ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○	4	納税証明書その3の3(国税) ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○				
	4	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○	4	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○	5	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○				
	5	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する市町村で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○	5	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する市町村で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○	6	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※本社が所在する市町村で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○				
6	代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	6	代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※入札・契約を委任する営業所がある場合は、委任先営業所の代表者個人のものも併せて提出。		○	7	代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※入札・契約を委任する営業所がある場合は、委任先営業所の代表者個人のものも併せて提出。		○	(b-2)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(取扱いを統一)	建設工事等と差異を設ける事情もないと考えられることから、選択必要書類として採用するか。	【設定状況】 物品役務:24.4% 建設コンサル:16.4% 建設工事:19.1%		

物品・役務等			測量・建設コンサルタント等			建設工事			差異の発生理由	対応方針	備考
必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択			
7		○	7		○				(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事は経営事項審査で経営状況を確認しているため、不要か。	
8		○	8		○						
9		○	9		○						
			10		○				【物品・役務】 (b-2)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(取扱いを統一) 【建設工事】 (b-1)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(差異を許容)	物品・役務と測量・建設コンサルタントで差異を設ける制度的な必要性は認められないことから、物品・役務においても選択必要書類として設定するか。 建設工事は経営事項審査で経営状況を確認しているため、不要か。	【設定状況】 物品役務:17.6% 建設コンサル:32.9% 建設工事:-
10		○	11		○	8		○			
個人のみ	11		12		○	9		○			
	12		13		○	10		○			
	13		14		○	11		○			
						12		○	(b-1)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(差異を許容)	物品・役務及び測量・建設コンサル等においては、自治体から追加を求める意見がないため、差異を許容するか。	【設定状況】 物品役務:- 建設コンサル:- 建設工事:23.8%
	14		15		○	13		○			
15		○	16		○	14		○			
16		○	17		○	15		○			

物品・役務等			測量・建設コンサルタント等			建設工事			差異の発生理由	対応方針	備考			
必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択						
17	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人))。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※事業所が所在する都道府県で発行されたもの。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○	18	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※事業所が所在する市町村で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○	16	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。 ※事業所が所在する市町村で発行されたものを提出。 ※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。 ※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。		○			
18	直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前々年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。		○	19	直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前々年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。		○			(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事は経営事項審査で経営状況を確認しているため、不要か。			
19	直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。		○	20	直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。		○			(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事は経営事項審査で経営状況を確認しているため、不要か。			
20	構成組員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	41	構成組員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	45	構成組員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○			
21	構成組員の納税証明書その2(国税)		○							(b-2)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(取扱いを統一)	法人や個人においても同書類を選択必要書類としており、官公需適格組合のみ選択必要書類としない事情もないことから、物品・役務との差異を解消し測量・コンサル及び建設工事においても選択必要書類とするか。	【設定状況】 物品役務:- 建設コンサル:- 建設工事:-		
22	構成組員の納税証明書その3の3(国税) ※構成組員が法人の場合		○	42	構成組員の納税証明書(その3の3)(国税) ※構成組員が法人の場合		○	46	構成組員の納税証明書その3の3(国税) ※構成組員が法人の場合		○			
23	構成組員の納税証明書その3の2(国税) ※構成組員が個人の場合		○	43	構成組員の納税証明書(その3の2)(国税) ※構成組員が個人の場合		○	47	構成組員の納税証明書その3の2(国税) ※構成組員が個人の場合		○			
24	構成組員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○	44	構成組員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○	48	構成組員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○			
25	構成組員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	45	構成組員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	49	構成組員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○			
26	構成組員の財務諸表 ※構成組員が法人の場合は、「法人のみ」の区分に掲げた財務諸表、構成組員が個人の場合は、「個人のみ」の区分に掲げた財務諸表を提出。		○	46	構成組員の財務諸表 ※構成組員が法人の場合は、「法人のみ」の区分に掲げた財務諸表、構成組員が個人の場合は、「個人のみ」の区分に掲げた財務諸表を提出。		○			(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事は経営事項審査で経営状況を確認しているため、不要か。			
								50	構成組員の総合評価値通知書の写し		○	(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	物品・役務及び測量・建設コンサル等については経営事項審査が無いため不要か。	

物品・役務等			測量・建設コンサルタント等			建設工事			差異の発生理由	対応方針	備考
必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択			
27 委任状(行政書士への申請の委任)	○		21 委任状(行政書士への申請の委任)	○		17 委任状(行政書士等への申請の委任)	○				
28 委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○		22 委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○		18 委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○				
						19 建設業許可通知書	○		(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事特有の項目のため、他の資格区分では不要か。	
29 営業等の許可・認可・登録等の証明書等 ※営業等の許可・認可・登録等を受けている場合に当該証明書等を提出。		○							(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	物品・役務等の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
			23 登録(許可)証明書等								
			測量業者登録証明書又は測量業者登録通知書		○						
			建築士事務所登録証明書又は建築士事務所登録通知書		○						
			建設コンサルタント登録証明書又は建設コンサルタント登録証明書 ※登録部門が分かるもの		○				(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	測量・建設コンサルタント等の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
			地質調査業者登録証明書又は登録通知書 ※地質調査業者を登録する場合		○						
			補償コンサルタント登録証明書又は補償コンサルタント登録通知書 ※補償コンサルタントを登録する場合		○						
									(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	測量・建設コンサルタント等においては業種の設定により、不動産鑑定業者であることを証する書面、土地家屋調査士であることを証する書面、司法書士であることを証する書面、計量証明事業者であることを証する書面が必要となるため、新たに設定するか。	【設定状況(建設コンサル)】 不動産鑑定:51.4% 土地家屋調査:48.0% 司法書士:37.8% 計量証明:46.3%
			委任営業所の所在証明書								
			※「登記事項証明書」に委任先営業所が記載されていない場合に委任先営業所の所在が証明できる書類として次のいずれかを提出。						【物品・役務、測量・建設コンサルタント】 (b-2)取扱いを統一	自治体の設定状況を鑑みると物品・役務においても選択必要書類とするか。	【設定状況】 物品役務:7.6% 建設コンサル:11.6% 建設工事:10.8%
			・「市町村が発行する法人所在証明書」 ・建設業許可申請時の「営業所一覧表」又は「専任技術者一覧表(証明書)」 ・ISO等登録証 ・営業所名、住所の記載のある公共料金支払い領収書、賃貸契約書		○				【物品・役務、測量・建設コンサルタント】 (b-2)取扱いを統一	建設工事の場合は「営業所一覧表」で確認ができることから、共通選択必要書類としない。	
						20 営業所一覧表 ※建設業許可申請時の別紙2	○		(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
						※入札・契約等の権限を営業所に委任する場合に受任者となる営業所の所在地、許可を受けている建設業種がわかるものを提出。					
						21 総合評価値通知書の写し	○		(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
						22 経営事項審査申請書等の控え 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高(別紙1) 技術職員名簿(別紙2)	○		(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
						23 工事経歴書 ※建設業許可申請の様式第2号 ※希望する業種ごとに直前2年分を提出。	○		(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
			25 実績調書		○				【物品・役務】 (b-2)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(取扱いを統一)	物品・役務、測量・建設コンサルとも申請項目として記載を求めているが、建設コンサルのように、必要書類として提出を求めている自治体が多数あることが予想される。選択必要書類としても設定し、申請項目での入力が必要書類としての提出か自治体側で選択できる形にするか。 ※建設工事は上記のとおり、建設業許可申請の様式第2号「工事経歴書」を提出	【設定状況】 物品役務:- 建設コンサル:44.9% 建設工事:-
									【建設工事】 (A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)		

物品・役務等			測量・建設コンサルタント等			建設工事			差異の発生理由	対応方針	備考
必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択			
			技術者名簿		○				(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	物品・役務では技術者の在籍を建設工事、コンサルほど正確に確認する必要性が薄いと考えられ、追加を求める意見もないことから、選択必要書類としては設定しないこととするか。 建設工事の場合は、「経営事項審査申請書の控え(技術職員名簿)」で確認できるため不要か。	【設定状況】 物品役務:- 建設コンサル:63.7% 建設工事:-
			※業種及び部門別に作成。								
30		○	技術者の資格者証 (技術者が複数名の場合は資格ごとに1名分)		○	技術者の資格者証		○			
						24		○			
						※経営事項審査申請書の技術職員名簿(別紙2)に掲載されていない技術職員について提出。					
			技術者等経歴書		○				(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	測量・建設コンサルタント等の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
			※下記の技術者のみで入札参加資格付与の要件を満たそうとする場合、提出。 ・建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けたあと都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者 ・地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者 ・補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた保証業務に関し7年以上の実務経験者								
			技術職員の常勤性を確認できる書類 ※測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントの場合作成。 ※法人で役員の場合ア、従業員の場合アとオを提出。 ※個人事業で事業主の場合イとウ、専従者の場合イとエを提出。従業員の場合、イとオを提出かアとオの提出のいずれかとする。 ※なお、社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者は、ア、オに代わり、所得税源泉徴収簿、給与台帳、出勤簿など審査基準日以前6か月超の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」通知の写しを提出。 ア.健康保険証の写し(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近受付済みのもの) イ.国民健康保険証の写し ウ.個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主のみ、税務署の受付印のあるもの)※電子申請の場合は、「メール詳細」の打出しも添付。 エ.個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等も) オ.雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所長発行のもの)		○	技術職員の常勤性を確認できる書類 ※経営事項審査申請書の技術職員名簿(別紙2)に掲載されていない技術職員について提出。 ※常勤性を確認できる書類として次のいずれかの書類を提出。 ・健康保険証の写し(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近受付済みのもの) ・国民健康保険証の写し ・個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主のみ、税務署の受付印のあるもの) ・個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等) ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所長発行のもの)		○	(b-1)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(差異を許容)	物品・役務では技術者の在籍を建設工事、コンサルほど正確に確認する必要性が薄いと考えられ、追加を求める意見もないことから、選択必要書類としては設定しないこととするか。 測量・建設コンサル、建設工事の場合、業務の性質上、技術職員の在籍状況をより詳細に確認する必要が高いため、設定状況も高いことから、選択必要書類とするか。	【設定状況】 物品役務:- 建設コンサル:11.7% 建設工事:20.3%
						専任技術者証明書又は専任技術者一覧表		○	(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
						26		○			
						※申請する本社、申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している営業所の専任技術者に関する専任技術者証明書又は専任技術者一覧表					
						※建設業許可申請時の別紙4					

物品・役務等			測量・建設コンサルタント等			建設工事			差異の発生理由	対応方針	備考	
必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択				
			30 測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し ※「測量」の業種を希望する場合、2期分提出。 (書類の提出義務) 第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。		○				(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	測量・建設コンサルタント等の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。		
			31 測量法第55条の3第4号の規定に基づく書類(使用人数並びに営業所ごとの測量士及び測量士補の人数を記載した書面)の写し ※「測量」の業種を希望する場合		○				(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	測量・建設コンサルタント等の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。		
			32 現況報告書 ※地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントに登録を希望する場合、2期分提出。ただし財務諸表類等は除く。 ※現況報告書の各様式のうち イ(現況報告書(別紙含む))、 ハ(直前1年の事業収入金額)、 ニ(使用人数)、 ホ(登録部門及び技術管理者) ト(財務事項一覧表)を提出。		○				(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	測量・建設コンサルタント等の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。		
31 ISO関係登録証(ISO9000シリーズ)		○	33 ISO関係登録証(ISO9001)		○	27	ISO関係登録証(ISO9001) ※総合評定値通知書においてISO9001の登録の有無が「無」であったが、申請時までに登録した場合は提出。 ※総合評定値通知書においてISO9001の登録の有無が「有」の場合は提出不要。		○	(d)同じ項目が設定されているが、定義や考え方が異なる(取扱いを統一)	事業者への誤解を防ぐため、物品・役務においても建設工事、建設コンサルに表記をあわせるよう変更することとするか。	
32 ISO関係登録証(ISO14000シリーズ)		○	34 ISO関係登録証(ISO14001)		○	28	ISO関係登録証(ISO14001) ※総合評定値通知書においてISO14001の登録の有無が「無」であったが、申請時までに登録した場合は提出。 ※総合評定値通知書においてISO14001の登録の有無が「有」の場合は提出不要。		○	(d)同じ項目が設定されているが、定義や考え方が異なる(取扱いを統一)		
33 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)登録証		○								(b-1)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(差異を許容)	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証は基本的に物品・役務においてのみ利用されていると考えられ、測量・建設コンサル、建設工事においては追加を求める意見もないことから不要か。	【設定状況】 物品役務:5.8% 建設コンサル:- 建設工事:-
34 エコアクション21認証・登録証		○	35 エコアクション21認証・登録証		○	29	エコアクション21認証・登録証 ※総合評定値通知書においてエコアクション21の認証の有無が「無」であったが、申請時までに登録した場合は提出。 ※総合評定値通知書においてエコアクション21の認証の有無が「有」の場合は提出不要。		○			
35 プライバシーマーク登録証		○								(b-1)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(差異を許容)	プライバシーマークは基本的に物品・役務においてのみ利用されていると考えられ、測量・建設コンサル、建設工事においては追加を求める意見もないことから不要か。	【設定状況】 物品役務:8.9% 建設コンサル:- 建設工事:-
36 障害者雇用状況報告書		○	36 障害者雇用状況報告書 ※法定雇用義務のある場合		○	30	障害者雇用状況報告書 ※法定雇用義務のある場合		○	(b-2)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(取扱いを統一)	物品役務においても、差異を設ける必要性はないと考えられることから、測量・建設コンサル及び建設工事に合わせ、「※法定雇用義務のある場合」とするか。	【設定状況】 物品役務:12.9% 建設コンサル:7.2% 建設工事:32.3%
			37 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し及び常勤性を確認できる書類 ※障害者雇用状況の報告義務がない事業者のみ提出。		○	31	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し及び常勤性を確認できる書類 ※障害者雇用状況の報告義務がない事業者のみ提出。		○	(b-2)(適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異(取扱いを統一)	物品役務においても、障害者雇用状況の報告義務がない事業者においては本書類の提出を求めることができるよう、共通の選択必要書類とするか。	【設定状況】 物品役務:- 建設コンサル:2.5% 建設工事:19.0%

物品・役務等			測量・建設コンサルタント等			建設工事			差異の発生理由	対応方針	備考	
必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択	必要書類	共通	選択				
38	特約店・代理店証明書		○						(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	物品・役務等の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。		
						42		建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ※総合評価値通知書において建設業退職金共済制度の加入状況が「無」であったが、申請時までに入会した場合は提出。 ※総合評価値通知書において建設業退職金共済制度の加入状況が「有」の場合は提出不要。	○	(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
						43		退職一時金・企業年金制度導入を確認できる書類 ※総合評価値通知書において退職一時金・企業年金制度の加入状況が「無」であったが、申請時までに入会した場合は制度導入を確認できる書類を提出。 ※総合評価値通知書において退職一時金・企業年金制度の加入状況が「有」の場合は提出不要。 ※退職一時金制度は次のいずれかの書類を提出 ・中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ・特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ・労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約(退職金に関する規定部分も含めて提出すること) ※企業年金制度は次のいずれかの書類を提出 ・厚生年金基金への加入を証明する書面 ・適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ・資産管理運用機関との間の契約書	○	(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	
						44		法定外労働災害補償制度の加入状況を確認できる書類 ※総合評価値通知書において法定外労働災害補償制度の加入状況が「無」であったが、申請時までに入会した場合は加入状況を確認できる書類を提出。 ※総合評価値通知書において法定外労働災害補償制度の加入状況が「有」の場合は提出不要。 ※次のいずれかの書類を提出 ・(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ・(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ・(一社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ・中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への加入を証明する書面 ・労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面	○	(A)法令・業務内容の性質による差異(差異を許容)	建設工事の特有の書類であるため、他の資格区分では不要か。	